

一般社団法人日本社会学会役員候補者選出規則（案）

20〇 年 〇 月 〇 日施行

（総則）

第 1 条 一般社団法人日本社会学会定款(以下「定款」という)第 19 条による役員を社員総会で選任するとは、予めこの規則により選出された役員候補者を社員総会でそれぞれ承認することによるものとする。

（選出方法）

第 2 条 理事候補者のうち 26 名の者(以下「選挙理事候補者」という)は、代議員または次期代議員予定者による選挙で選出する。選出された選挙理事候補者は、協議の上で、4 名以内の理事候補者(以下「推薦理事候補者」という)を次期代議員予定者および正会員の中から推薦することができる。

2 監事候補者は、代議員による選挙で選出する。

（選挙事務）

第 3 条 選挙理事候補者の選挙事務を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

2 この規定に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

3 選挙管理委員会は、当選人の確定結果を公表したときに解散する。

（選挙管理委員会）

第 4 条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する 4 名以上の正会員および理事 1 名によって構成する。ただし代議員または次期代議員予定者は、理事として委員に就く 1 名を除いて、委員になることはできない。

2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。

3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。

4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

（選挙権・被選挙権）

第 5 条 選挙権を有するのは、日本社会学会代議員選挙規則によって選出された代議員および次期代議員予定者（以下、「代議員」という）とする。

2 被選挙権を有するのは、選挙の行われる前年度までに入会し、前年度までの会費を選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員とする。ただし、次の各項のいずれかに該当するものは被選挙権を持たない。

- (1) 連続2期理事をつとめている者
- (2) すでに通算6期理事に在任した者
- (3) 会長を経験した者
- (4) 法人の設立時に役員であった者は、法人設立後最初の役員選挙でのみ被選挙権を持たない。

3 選挙理事の定数は地区別に定める。地区は代議員選挙規則第4条の2項に定めた5地区とし、26名のうち5名は各地区1名ずつ配分し、残りの21名は選挙の行われる年の4月1日現在の地区別正会員数により比例配分するものとする。ただし、会員少数の地区も両方式の配分により最小限2名の理事を選出できるようにする。

(役員候補者名簿)

第6条 被選挙権を有する役員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

(選挙の方法)

第7条 投票は、所定の方法による電子投票をもって行う。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることによって郵送による投票を行うことができる。

- 2 選挙権を有する代議員は、すべての地区に関して第5条3項で定められた各地区の理事定数まで投票することができる。
- 3 選挙権を有する代議員は、被選挙権を有するすべての正会員の中から監事候補者を2名まで投票することができる。
- 4 選挙理事候補者ならびに監事候補者は1機関1名までとし、同一機関から2名以上が当選した場合は高得点者1名のみを当選決定者とし、次点者を順次繰り上げる。
- 5 法人設立後2度目の役員選挙でのみ、役員の半数だけが留任するように調整する。留任の役員が13名に達した後は、留任でない候補者の高得点者から順に当選人を決定する。

(当選人の決定)

第8条 投票の効力は、別途定める細則にもとづき選挙管理委員会が判定する。

- 2 得票数上位者が、同一得票数のため当選人の予定数を超える場合は、その最も少ない得票数で並ぶ者の中から、年長の順によって決定する。
- 3 選挙管理委員会は、当選人が決定した後、速やかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。
- 4 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に役員候補者となることを承諾しなければ当選の効力を失う。
- 5 選挙後1年以内に理事に欠員が生じた場合は、その地区の次点者を繰り上げる。

6 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらその結果をすみやかに公表しなければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、20〇年〇月〇日から施行する。